

理事職務の継続を承認

第 141 回理事会議事概要

令和 7 年 4 月 16 日（水）

ビルメンテナンス会館 4 階

第 1 審議事項

第 1 号議案 理事職務の継続について

標記について提案説明があり、全会一致で承認された。

■提案説明

野口博行理事から、令和 7 年 3 月 21 日付で株式会社信陽 代表取締役社長を退任し、同日付で代表権のない取締役会長に就任したとの報告があった。併せて、任期まで理事職務を継続したいという申し出がなされた。

野口理事には現在、副会長兼総務委員長として尽力いただいている。引き続き理事として活躍いただきたい。定款施行規則第 9 条に基づき、野口理事の現任期終了時までの理事職務の継続について提案する。

第 2 報告事項

1 委員会報告

（1）総務委員会

令和 7 年度 第 46 回海外研修視察の案内（パンフレット）

今年度の海外研修視察についてパンフレットが完成した。日程は 11 月 10 日（月）から 16 日（日）までの 5 泊 7 日で、フランスのパリとリヨンの 2 都市を訪問する。パンフレットは 4 月初旬に会員の皆様に配付した。参加費は高騰しているが、なかなか見学できない施設等にも訪問するので、ぜひ参加を検討いただきたい。

（2）労務管理委員会

ア ビルメンテナンス業の労働安全衛生に関する募集

各社の労働災害防止活動の一層の活発化を図るため、無災害企業、労働安全衛生標語、ヒヤリ・ハット活動報告について募集を行う。申込締切は 7 月 11 日、多くの応募をお待ちしている。入選作品については、10 月 10 日開催予定の労働安全衛生大会の席上で表彰を行う。

イ 無期転換ルールと労働条件の明示 リーフレットの作成

リーフレット『無期転換ルールと労働条件の明示』を作成した。このリーフレットは、契約社員やアルバイトの方が契約期間 5 年を超えると無期契約に転換できるルールについて解説したものである。無期転換ルールは、人材確保や雇用の安定につながる制度だが、その認知度はまだ低いと言われている。社内での周知のために、活用いただきたい。

ウ ビルメンテナンス業のための化学物質管理 リーフレットの作成

冊子『ビルメンテナンス業のための化学物質管理』を作成した。これは中央労働災害防止協会に協力いただき、新たな化学物質管理についてまとめたものである。化学物質への規制は法令改正によって「自律的な管理」と呼ばれる方式に大きく転換している。事業者は作業で使用する化学物質の危険の度合いを自分たちで見積り、それに応じて必要な対策を判断することが求められている。化学物質管理者の選任、安全データシートの見方など、最低限の知識をコンパクトにまとめて整理してあるので、ぜひご一読いただきたい。

エ 人事・労務コンプライアンスと対応のポイントセミナーの実施報告

3 月 7 日に東京労働局から講師を招き、労働基準監督署の定期監督やこの 4 月に改正された育児・介護休業法などをテーマにセミナーを実施した。人事・労務の担当者を中心に 40 社 60 名が参加した。アンケートでは、「法改正の情報を得るとともに、労働時間や賃金、休日など、自社の 労務管理を改めて見直すいい機会になった」との声をいただいた。

(3) 経営研究委員会

ア 令和 7 年度 東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答

令和 7 年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答が届いた。要望の前進があった部分や新たな要望の回答を抜粋して報告する。

総合評価制度の拡充について、ゼロ都債の活用による入札時期の前倒しについては、案件数の拡大が行われている。しかし、いまだ単年

度の競争入札案件が大半を占めており、その効果が十分発揮できる総合評価案件の導入が少ないため、引き続き要望を続けていく。

障害者雇用の促進について、モデル入札案件の導入では、長年の要望が実を結び、今回初めて常用雇用につながる大型案件が導入された。

新規要望項目である東京都の社会的責任調達指針の制定に当たっての配慮については、中小事業者の負担軽減を図るとともに、解説資料等によって対応すると回答があった。

労働災害対策について、熱中症対策費も含めた予算計上について要望したところ、間接的ではあるが関係各局や区市町村を含めた対応を行っているほか、直接の記載はないものの、厚生労働省のエイジフレンドリー補助金にて対応が可能という回答があった。

イ 初めての特定技能人材雇用セミナー・相談会の実施報告

業界の人手不足対策の一環として、「初めての特定技能人材雇用セミナー・相談会」を実施した。3月19日、第一部はセミナー、第二部は個別相談会を行い、講師は株式会社ワールドイングの池邊正一郎氏にお願いした。参加者は7社8名だったが、特定技能人材の活用に関して、具体例を交えた満足度の高いセミナーとなった。

(4) 建築物施設保全委員会

ア 省エネを取り巻く最近の動向と推進手法の事例に関する調査報告書の作成

冊子では、省エネ法の今次の改正は、今までの化石燃料だけではなく、非化石の燃料も含めて対象にすることから始まり、具体的な省エネの手法などを幾つかの具体的な事例で紹介している。

さらに、省エネを進める際の補助金の仕組みなどを網羅的にまとめ、最近の動向を確認することに役に立つ報告書になっている。

イ 管理物件の設備修繕に関する診断方法の調査報告書の作成

今回は製本されていないが、設備の劣化診断に関する調査報告書として、全体の体系から始まり、具体的にどんな劣化に対してどういうセンサーを使うのか、どんな判断をしているのかという事例をまとめた。今年度はさらにどのようなタイミングでどういった修繕を判断すべき

か、どのような検査をしたときに、それに基づいて何を決めればいいのかということまで継続してまとめる予定である。

(5) 障がい者等自立支援委員会

令和 6 年度 特別支援学校清掃巡回指導の実施報告

令和 6 年度特別支援学校清掃巡回指導について実施報告する。令和 6 年 7 月から令和 7 年 2 月にかけて、都の特別支援学校などにおいて、清掃巡回指導を実施した。「清掃検定対策指導」は 8 校、「清掃親子教室」は 12 校、「校内日常清掃作業指導」は 7 校の合計 27 回を開催し、延べ 507 名の児童・生徒に指導を行った。実施した学校からは「専門的な立場からのとても良い指導であり、令和 7 年度も継続して実施していただきたい」との感想があった。今年度も同様の事業を実施予定である。

2 他団体への派遣等報告

(1) 他団体への推薦

ア 東京労働局

東京労働局からは 2 件である。1 件目は、東京労働局安全衛生専門委員に、労務管理委員会労災収支改善小委員会、島田良雄委員長の継続派遣依頼があった。

2 件目は、労働者派遣事業適正運営協力員として、労務管理委員会労働条件小委員会委員の栗原純氏の継続派遣依頼があった。

イ (公財) 東京防災救急協会

(公財) 東京防災救急協会からは、消防用設備等点検済表示管理委員会委員について、高橋専務理事の継続派遣依頼があった。

ウ 関東地区電気使用合理化委員会

関東地区電気使用合理化委員会から、委員の継続派遣依頼があった。この職は、建築物施設保全委員会委員長の充て職となっているため、引き続き向山路一委員長にお願いする。

エ 豊島区公契約条例に関する検討委員会委員

豊島区では、このほど公契約条例の制定に向けて検討委員会を発足させることとなり、その委員の推薦を求めてきたため、高橋専務理事を推薦した。任期は、本年 4 月から 8 月までである。

3 事務局報告

(1) 主な出来事 (3月)

3月4日：三役会、第140回理事会、東京地区本部会議

令和7・8年度役員立候補書類の交付開始(4月10日まで)

12日：地区本部事務局長会議

(2) 今後の予定

5月8日：三役会、東京地区本部会議、第142回理事会

6月3日：第15回定時総会、臨時理事会

11日：三役会

17日：第143回理事会

24日：第59回優良従業員表彰式(会場：東京国際フォーラム)

7月8日：三役会、第144回理事会、役員・委員の集い

(会場：浅草ビューホテル)

11日：全国協会東京地区本部会議代議員会議

24日：全国協会定時総会(会場：浅草ビューホテル)

(3) 会員数の推移

正会員512社、賛助会員70社(4月1日現在)

(4) 令和7年度 事務局職員職務分担

今般、職員の異動、退職等があったため、一部委員会の担当職員が変更となった。

(5) その他

ア 2024年公益法人制度改革

公益法人関係法令がこのたび大きく改正され、4月1日から施行された。

改正の背景だが、公益法人は現在、我が国で大きな役割を占めている一方、公益法人には「儲けてはいけない、ため込んではいけない」というルールがあり、また事業内容の変更をする際には、事前に「変更認定」を求められ、さらに定期的な立入検査があるなど、様々な制約がある。特にこの間、遊休財産規制によって、新型コロナウイルス感染症等の不測の事態に十分対応できないなど、法人にとって予見可能性が低い枠組となっているとの指摘があった。このため、公益法人の透明性を一層確保しつつ、柔軟で迅速な経営ができるようにすることが課題だった。

制度改革は、財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人運営の透明性の向上、財務情報の開示、法人の自律的ガバナンスの充実などを目指している。

具体的には、財務規律の収支相償については、従来黒字が出た場合には 2 年間で解消すべきとされていたものが 5 年間に延長されるとともに、その判定基準も、各公益目的事業単位であったものが、公益目的事業全体でいいこととなった。遊休財産規制については、これまで当該年度の事業費が上限だったが、過去 5 年間の平均額に改正されるとともに、別枠で予備財産の保有が可能となった。

変更手続については、収益事業等の変更は届出でよく、公益目的事業についても届出で済む範囲が拡大された。

財務諸表形式も大きく変わるが、3 年間の移行期間が設けられている。

改正点の当協会への具体的適用については、さらに各委員会などを通じて精査を進めていく。

イ 令和 7・8 年度 東京協会役員・全国協会代議員立候補書類の受付

4 月 11 日（金）から令和 7・8 年度の東京協会役員、全国協会代議員立候補受付を開始している。

立候補の受付締切は、4 月 17 日（木）午後 5 時である。郵送等ではなく、関係書類を直接事務局に持参願いたい。代理の方でも結構である。

4 その他

労働災害の撲滅について

労務管理委員会の森井委員長から報告があったが、昨年度から私どもビルメンテナンス業の労災保険率が上がっている。3 年間の労働災害の実績によって、それが継続されるか、または下がるかが決まる。東京協会はもとより、全国協会でも労働災害の撲滅に組織を挙げて取り組んでいる。会員各社においても、ぜひ無災害の取組みを推進してほしい。

（了）